

コラム5

犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会及び
犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会

第2次犯罪被害者等基本計画（以下「第2次基本計画」と言います。）を受け、犯罪被害者等施策推進会議（以下「推進会議」と言います。）の下に、有識者及び関係省庁職員から構成される検討会が2つ立ち上げられました。

本コラムでは、各検討会における検討状況等についてご紹介します。

【犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会】

本検討会（以下では「検討会①」と言います。）については、第2次基本計画において、平成20年度に拡充した犯罪被害給付制度の運用状況等を踏まえ、必要な調査や検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施することとされています。

犯罪被害者等に対する経済的支援の拡充の必要性、方法等について検討するに当たっては、犯罪被害給付制度だけでなく、社会保障制度等を含め、現行の制度で足りていないものがあるか、あるとして、それは何か、何が必要となるかなどといったことを把握する必要があります。

そこで、検討会①では、これまで、平成20年7月の拡充後の犯罪被害給付制度の運用状況や社会保障制度等についてヒアリングを行うとともに、この拡充前に犯罪被害に遭われ後遺障害を負った方、この拡充後に犯罪被害に遭われた方のご遺族から、犯罪被害給付金の支給状況、被害後の経済的状況などについてヒアリングを行いました。

また、諸外国（英・米・独・仏・韓）における犯罪被害者等に対する補償制度等について、その理念や背景、財源、課題等を含め、各国の専門家である有識者からヒアリングするとともに、有識者及び事務局において、上記5か国に赴き、現地の関係機関等から聞き取りを行いました。

今後は、犯罪被害者等の経済的実情等について整理しつつ、論点整理を行い、各論点について検討をしていくこととしています。

【犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会】

本検討会（以下では「検討会②」と言います。）については、第2次基本計画において、犯罪被害者等に対する臨床心理士等によるカウンセリング等心理療法の費用の公費負担について、必要な調査及び検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施することとされています。

心理療法の費用というのは、犯罪被害者等に対する経済的支援の拡充について検討する際の給付内容の一つとして挙げられるものですが、検討会②は、現行制度では抜け落ちている部分があるとの考え方の下、検討会①とは別立てで、2年以内を目途に結論を出すこととしています。そして、検討会①と検討会②は、相互に連携して検討を進めることとしており、また、検討会①は、検討会②の結論を尊重することとしています。

検討会②では、これまで、犯罪被害者等に対するものに限らず、広く心理療法（カウンセリング）を公費で負担している制度（実施者、対象者、心理療法（カウンセリング）の内容、費用負担の仕組み等）について、各制度を所管する所管省庁からヒアリングするとともに、犯罪被害者等に対する心理療法の必要性・有効性や、費用負担を含めた心理療法の実施状況等について、有識者構成員、精神科医、臨床心理士、カウンセラー等からヒアリングしました。

また、実際に心理療法を受けた被害者から、心理療法を受けるに至った経緯、期間や費用等について聞き取りを行いました。

さらに、検討会①で実施した海外調査により、諸外国（英・米・独・仏・韓）における犯罪被害者等に対する心理療法の公費負担について把握するとともに、論点整理を行っています。今後は、各論点について検討をしていくこととしています。



(4) 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進

内閣府において、地方公共団体に対して、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会の開催などを通じ、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、既に制度を導入している地方公共団体を、その概要とともに、犯罪被害者白書に掲載したり、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載したりして、情報提供を行っている。

(5) 生活保護制度における犯罪被害者等給付金の収入認定除外についての検討

厚生労働省において、地方自治体から聴取した意見を踏まえ、犯罪被害者特有の特別な事情が認められれば、裁判やカウンセリングに係る費用などは、収入認定から除外することが可能であることを地方自治体に通知。

(6) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減

(P4「性犯罪被害者の医療費の負担軽減」参照)

(7) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

都道府県警察において、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する費用や解剖による切開痕などを目立たないように修復するための費用を公費により負担し、遺族の経済的、精神的負担の軽減を図っている。(司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復に要する経費(国庫補助金):23年度86百万円、24年度95百万円)。

(8) 医療保険の円滑な利用の確保

厚生労働省において、犯罪被害者であることをもって保険診療を拒むことは法律上認められていないため、平成23年度に改めて、その旨の保険医療機関への周知を徹底した。仮に保険診療の実施を拒まれる事例があれば、地方厚生局から当該医療機関に対して適切な

指導を行うことにより、犯罪被害者等の医療保険利用の利便性を確保することとしている。

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、実施しているもの》

(9) オウム真理教犯罪被害者等の救済

「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」(平成20年法律第80号)に基づいて支給する給付金の裁定が平成23年7月に終了し、オウム真理教による犯罪行為の被害者又はその遺族約6千人に対して、総額約30億3千万円の給付金を支給した。

(10) 犯罪被害救援基金による奨学事業

公益財団法人犯罪被害救援基金において、犯罪被害者遺児に対する奨学金の給与などを行っている。

(11) 犯罪被害救援基金による犯罪被害者等に対する支援金支給事業

公益財団法人犯罪被害救援基金において、平成20年12月から、基本法の趣旨を踏まえ、現に著しく困窮している犯罪被害者等であって、社会連帯共助の精神にのっとり特別な救済を図る必要があると認められる者に対して支援金を支給する事業を実施している。

(12) 刑事事件の証人等に対する給付制度

法務省において、証人などが危害を加えられた場合などに、各種給付を行っている。

種類	療養給付		休業給付		遺族給付		葬祭給付	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
昭和36年	2	4,050	1	6,528	—	—	—	—
昭和39年	—	—	—	—	1	1,020,000	1	61,200
昭和44年	1	35,204	1	19,813	—	—	—	—
昭和58年	1	5,050	—	—	—	—	—	—
平成18年	1	37,610	—	—	—	—	—	—

提供：法務省

(13) 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担

海上保安庁において、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する費用や解剖による切開痕などを目立たないように修復するための費用を公費により一部負担している。

(14) 診断書料・死体検案書料等の公費負担

海上保安庁において、犯罪被害に係る事件

の立証上診断書または死体検案書が必要とされる場合は、診断書等の取得に必要な作成費用を公費により負担している。

また、捜査上の要請から行う事情聴取のために犯罪被害者等が出頭する場合の旅費を公費により負担している。

3 居住の安定（基本法第16条関係）

《基本計画において〔今後講じていく施策〕とされたもの》

(1) 公営住宅への優先入居等

国土交通省において、平成16年から17年にかけて、配偶者からの暴力被害者、犯罪被害者等を対象とした公営住宅への優先入居や目的外使用などについて地方公共団体に対して配慮を依頼する通知を発出した。また、合わせて、警察等の関係機関との連携を図り、犯罪被害者等の支援のために適切な対応を図ることとしている。

独立行政法人都市再生機構の機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置の必要性については、公営住宅における犯罪被害者等の受け入れ状況などを注視したうえで、引き続き、検討している。なお、犯罪被害者等の住宅を確保するため、公営住宅の管理主体から、機構賃貸住宅の借り上げなどの要請があった場合は、柔軟に対応する。

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

厚生労働省において、児童相談所・婦人相談所の一時保護所や、婦人相談所が一時保護委託先として契約した婦人保護施設や民間シェルターなどにおいて一時保護を実施しており、犯罪被害者等の個々の状況に応じて保護期間を延長するなど柔軟に対応するとともに、

適切な運用に努めている。

また、児童相談所の一時保護所において、「子ども・子育てビジョン」に基づき、虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇等を改善するべく、次世代育成支援対策施設整備交付金の活用を含め、児童相談所の一時保護所の環境改善を推進する（平成26年度までに全都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市）。

児童相談所の一時保護所については、福祉行政報告例等において、一時保護所の職員数や一時保護日数などのデータを把握している。

婦人相談所による一時保護についても、福祉行政報告例や婦人保護事業実施状況報告^{*3}などにおいてデータを把握しており、平成20年度においては、婦人相談所が婦人保護施設や民間シェルターなどに一時保護委託する場合の委託費について増額を行った。

平成21年度においては、婦人相談所が婦人保護施設や民間シェルターなどに一時保護委託する場合に、同伴児童のうち特に乳幼児に対するケアを充実するため、新たに乳幼児用の単価を設定した。引き続き、調査結果を踏まえながら、有効な施策を実施し、児童虐待や配偶者からの暴力の被害者に関する施策の充実を図っていく。

児童相談所において、必要があると認めるときは、子どもの一時保護（委託を含む）

（*3）厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ。